

令和7年4月

令和6年における風俗営業等の現状と  
風俗関係事犯等の取締り状況について

警察庁生活安全局保安課

## 目次

トピックス1	悪質ホストクラブに対する取締り等の状況	1
トピックス2	オンライン上で行われる賭博事犯の取締り状況	4
第1	風俗営業等の現状	
1	風俗営業の許可数（営業所数）の推移	6
(1)	接待飲食等営業	7
(2)	遊技場営業	8
2	特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）の推移	13
3	深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）の推移	13
第2	性風俗関連特殊営業の現状	14
第3	風営適正化法に基づく行政処分の状況	17
第4	風俗関係事犯等の取締り状況	
1	風営適正化法違反	21
2	売春防止法違反	23
3	わいせつ事犯	25
4	ゲーム機等使用賭博事犯	27
5	公営競技関係法令違反	28
6	人身取引事犯	29

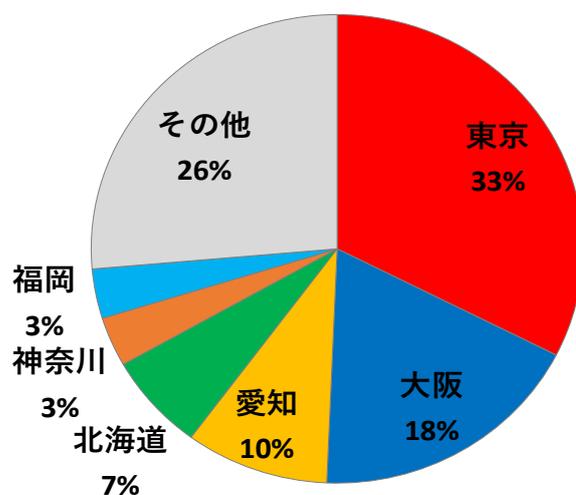
## トピックス 1 悪質ホストクラブに対する取締り等の状況

### 1 ホストクラブの営業状況

令和6年12月末時点におけるいわゆるホストクラブに当たるとみられる1号営業の営業所は、全国で約1,100店舗存在する。

図1のとおり、約33%が東京、約18%が大阪に所在している。

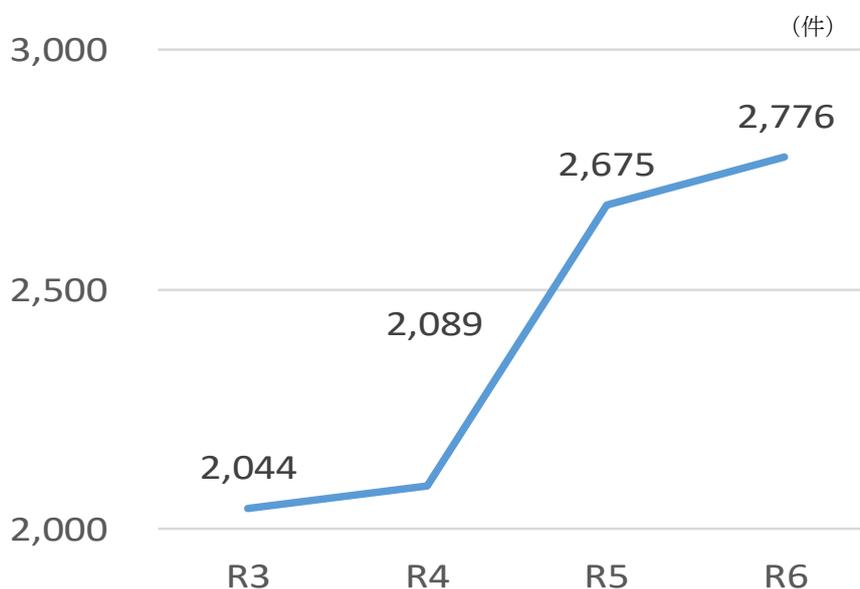
図1 ホストクラブの営業状況（所在地）



### 2 警察への相談状況

警察に対する相談は図2のとおり増加している。

図2 全国警察におけるホストクラブ関係の相談受理件数

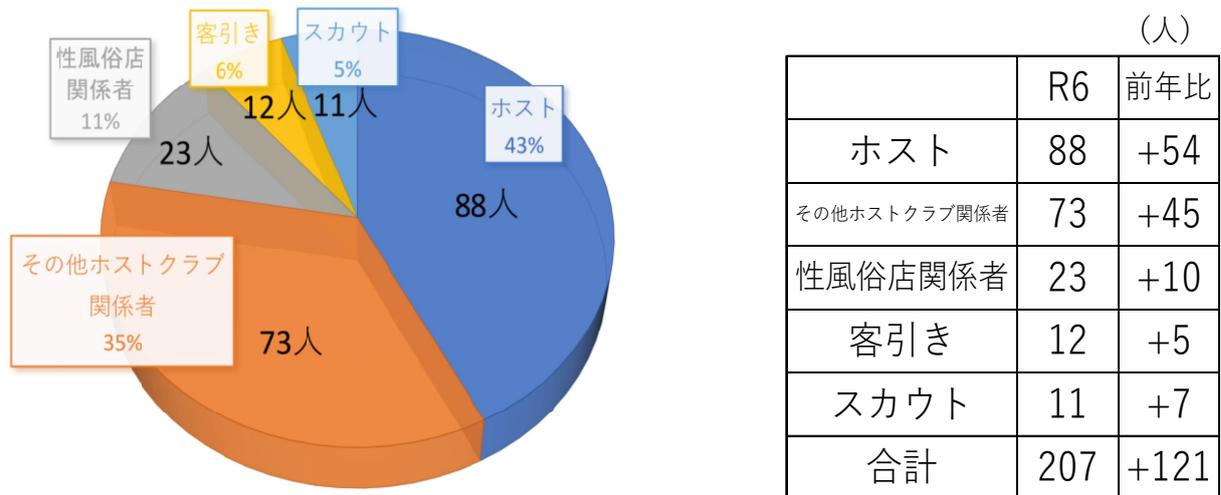


### 3 取締り状況

令和6年中における悪質ホストクラブに係る検挙は、81事件（前年比+39事件）、207人（前年比+121人）である。

なお、図3のとおり検挙人員207人のうち、ホストが88人、その他ホストクラブ関係者（店長等自らは接待を行っているわけではないもののホストクラブに従事する者）が73人である。

図3 悪質ホストクラブに係る検挙人員の内訳



※ ホストが女性客に売春をさせるなどホストクラブの利用料金を背景として女性客に関して行われた事案や、無許可営業、20歳未満の者への酒類等提供等悪質な営業が行われた事案を計上。

※ ホストクラブ関係者のほか、女性客が職業紹介された性風俗店の関係者等事案に密接に関与していた者も計上。

#### 【主要検挙事例】

- ホストクラブ店長及びホストは、悪質なマニュアルを基に女性客をデリヘルに紹介した。令和6年6月、同店長らを職業安定法違反（有害業務の職業紹介）により検挙した。

【宮城県警】

- ホスト及びスカウトらは、女性客をソープランドに紹介し、同女が売春をすることにより得た収益の一部をスカウトバックとして受け取った。令和6年6月、同ホストらを職業安定法違反（有害業務の紹介）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で、ソープランド経営者の女らを売春防止法違反（場所提供業等）により検挙した。

【警視庁、大分県警】

- ホスト及びホストクラブ代表代行は、同ホストの交際相手の女性をホストクラブで泥酔させ、ホテルで監禁して脅し消費者金融から金を借りさせた。令和6年9月同ホストらを監禁、強要により検挙した。

【大阪府警】

#### 4 立入り・行政処分状況

令和6年中における風営適正化法に基づくホストクラブへの立入り状況は延べ659店舗であり、行政処分は707件である。

行政処分707件のうち、風俗営業許可の取消しが2件、風営適正化法又は条例に基づく営業停止命令が12件、指示処分が693件である。

##### 【主要行政処分事例】

- ・ 歩行中の女性を客引きしたホストを風営適正化法違反で検挙し、同ホストによる客引きが、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、令和6年1月、ホストクラブの営業者に対し、3か月間の営業停止を命じた。

【北海道公安委員会】

- ・ 当時ホストであった男が、ホストクラブでの売掛金の返済名目で女性客に現金を要求し、スカウトを介しソープランド従業員に紹介して売春をさせたもので、同男らを売春防止法違反、職業安定法違反等で検挙した。同男による売春防止法違反行為が、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、令和6年5月、ホストクラブの営業者に対し、風俗営業許可の取消しを行った。

【東京都公安委員会】

- ・ ホストがホストクラブでの売掛金の回収する際、女性客に対し顔面を殴打する暴行を加えたもので、同ホストを傷害罪などで検挙した。同ホストによる傷害行為が、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、令和6年10月、ホストクラブの営業者に対し、106日間の営業停止を命じた。

【東京都公安委員会】

## トピックス2 オンライン上で行われる賭博事犯の取締り状況

令和6年中におけるオンライン上で行われる賭博事犯の検挙は62事件（前年比+49事件）、279人（前年比+172人）（うち無店舗型55事件、227人）と図1のとおり大幅に増加している。

検挙人員279人のうち運営等・賭客の別については、図2のとおり運営等が117人、賭客が162人である。

図1 オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況

		R2	R3	R4	R5	R6	前年比
オンライン上で行われる賭博事犯	事件数	16	16	10	13	62	+49
	人員	121	127	59	107	279	+172
うち無店舗型	事件数	0	0	1	5	55	+50
	人員	0	0	1	32	227	+195

図2 運営等・賭客別

	R2		R3		R4		R5		R6						
	運営等	賭客	運営等	賭客	運営等	賭客	運営等	賭客	運営等	賭客					
人員	70	51	121	76	51	127	34	25	59	54	53	107	117	162	279
店舗型	70	51	121	76	51	127	34	24	58	47	28	75	32	20	52
無店舗型	-	-	-	-	-	-	-	1	1	7	25	32	85	142	227

※ 運営等とは、決済代行業者やアフィリエイトなどの運営に関与する者を含む。

## 【主要検挙事例】

### 決済システムを利用したオンラインカジノによる常習賭博事件

被疑者らは、日本国内において、海外のオンラインカジノサイトを利用可能とする決済システムを管理、運用し、カジノ運営者と共謀の上、賭客らが使用するインターネット通信機能を有する端末から、前記決済システムを介して入金させ、賭客らに賭博遊戯をさせ、賭博を行ったもの。

令和6年7月までに、被疑者ら5人を常習賭博罪で検挙し、賭客6人を賭博罪で検挙した。

【千葉県警察】

### オンラインカジノを紹介する動画を配信した常習賭博幫助等事件

被疑者は、海外のオンラインカジノを紹介する動画をインターネット上の動画配信サイトに投稿の上、配信し、視聴者を賭博に勧誘して、オンラインカジノサイトの常習賭博を幫助した。

令和6年9月、被疑者を常習賭博幫助で検挙し、被疑者に勧誘された賭客1人を常習賭博罪で検挙した。

【埼玉県警察】

### 暗号資産を利用したオンラインカジノによる賭博事件

被疑者らは、暗号資産を用いて海外のオンラインカジノサイトに入金し、日本国内において、インターネット通信機能を有する端末からオンラインカジノサイトにアクセスして賭博を行った。

令和6年11月26日までに、24都府県警察において被疑者57人を賭博罪で検挙した。

【警視庁等】

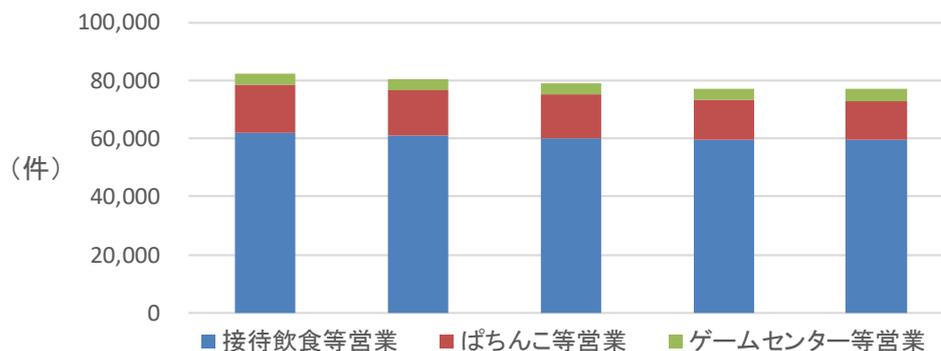
## 第1 風俗営業等の現状

### 1 風俗営業の許可数（営業所数）の推移

過去5年間の風俗営業（接待飲食等営業、遊技場営業）の許可数（営業所数）は、図1のとおり、継続して減少している。

令和6年末の許可数は7万6,859件で、前年より452件（0.6%）減少した。

図1 風俗営業の許可数の推移（単位：件）



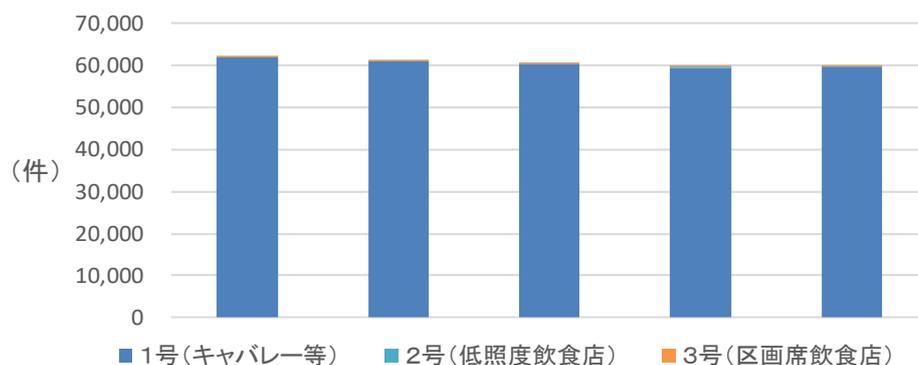
		R2	R3	R4	R5	R6
風	俗 営 業	82,492	80,565	78,934	77,311	76,859
	接 待 飲 食 等 営 業	61,857	60,834	60,235	59,490	59,542
	遊 技 場 営 業	20,635	19,731	18,699	17,821	17,317
	ぱ ち ん こ 等 営 業	16,704	15,849	14,805	13,906	13,310
	ゲ ー ム セ ン タ ー 等 営 業	3,931	3,882	3,894	3,915	4,007

(1) 接待飲食等営業

過去5年間の接待飲食等営業の許可数（営業所数）は、図2のとおり、継続して減少していたが、令和6年中は増加した。

令和6年末の許可数は5万9,542件で、前年より52件（0.1%）増加した。

図2 接待飲食等営業の許可数の推移（単位：件）



	R2	R3	R4	R5	R6
接待飲食等営業	61,857	60,834	60,235	59,490	59,542
1号(キャバレー等)	61,818	60,796	60,200	59,459	59,516
2号(低照度飲食店)	38	37	34	30	24
3号(区画席飲食店)	1	1	1	1	2

(2) 遊技場営業

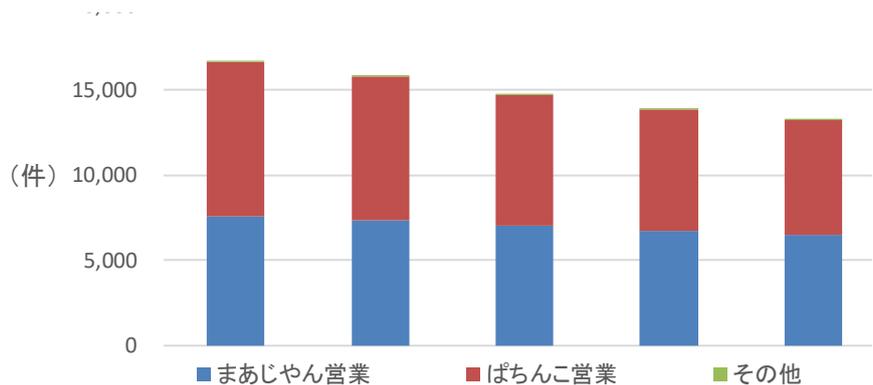
ア ぱちんこ等営業

過去5年間のぱちんこ等営業（まあじやん営業、ぱちんこ営業、その他）の許可数（営業所数）は、図3のとおり、継続して減少している。

令和6年末の許可数は1万3,310件で、前年より596件（4.3%）減少した。

また、過去5年間のぱちんこ遊技機等の備付台数、1店舗当たりの備付台数及び備付台数別の営業所数等は、図4から図7のとおりである。

図3 ぱちんこ等営業の許可数の推移（単位：件）

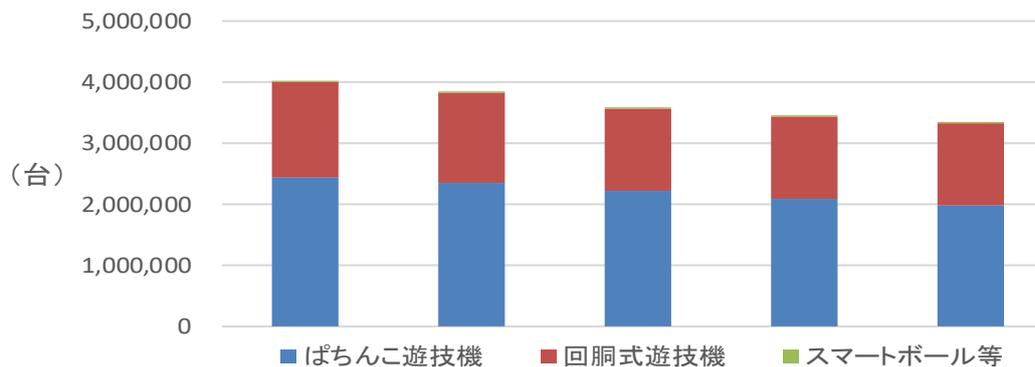


	R2	R3	R4	R5	R6
ぱちんこ等営業	16,704	15,849	14,805	13,906	13,310
まあじやん営業	7,597	7,312	7,061	6,734	6,513
ぱちんこ営業(注1)	9,035	8,458	7,665	7,083	6,706
ぱちんこ遊技機設置店	8,203	7,690	7,054	6,640	6,238
回胴式遊技機等設置店	832	768	611	443	468
その他(注2)	72	79	79	89	91

(注1) ぱちんこ遊技機とその他の遊技機（回胴式遊技機、スマートボール等を言う。以下同じ。）を併設している店舗は、ぱちんこ遊技機設置店に計上した。その他の遊技機のみを設置している店舗は、回胴式遊技機等設置店に計上した。

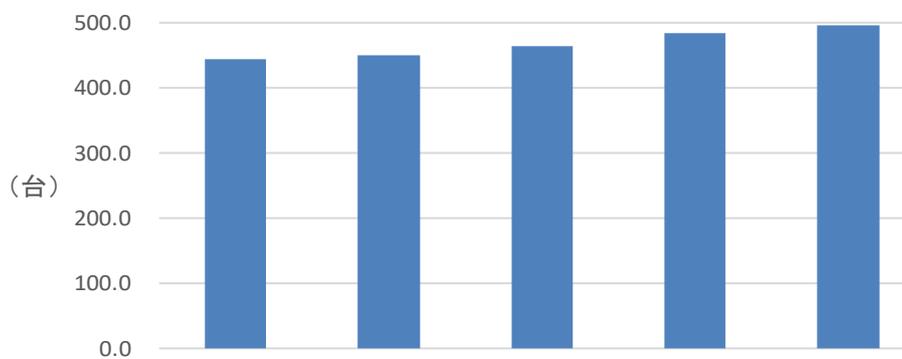
(注2) 射的、輪投げ等をいう。

図4 ぱちんこ遊技機等の備付台数の推移（単位：台）



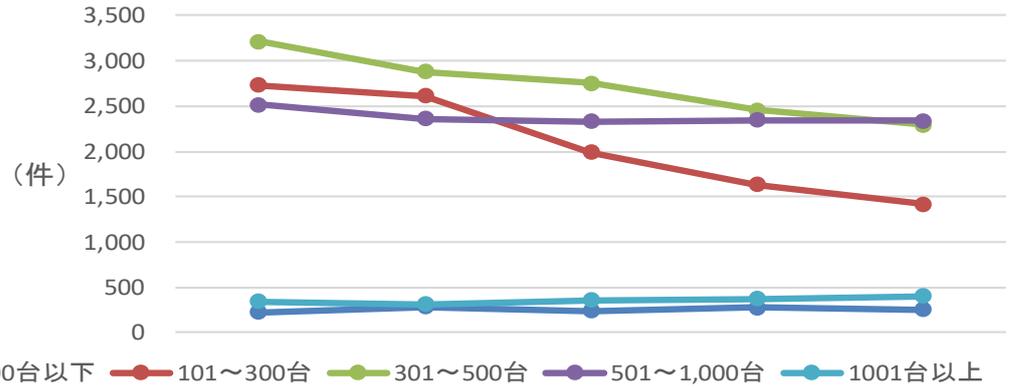
	R2	R3	R4	R5	R6
ぱちんこ遊技機等	4,004,787	3,814,173	3,564,039	3,425,246	3,325,890
ぱちんこ遊技機	2,432,563	2,338,294	2,205,332	2,077,641	1,969,913
回胴式遊技機	1,572,048	1,475,703	1,358,568	1,347,466	1,355,839
スマートボール等	176	176	139	139	138

図5 1店舗当たりの備付台数の推移（単位：台）



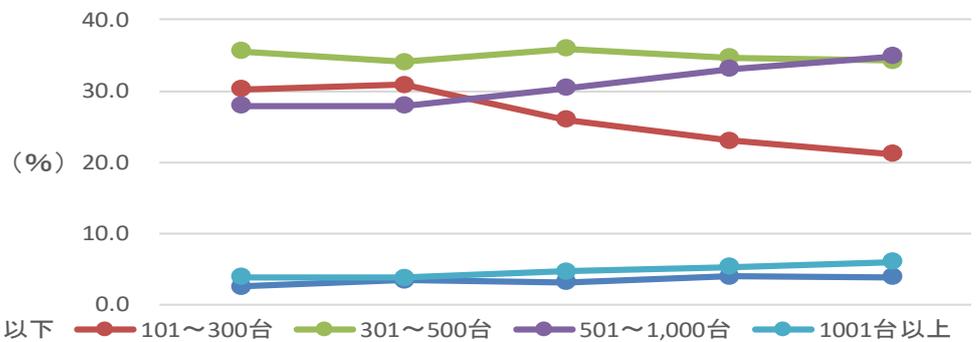
	R2	R3	R4	R5	R6
1店舗当たりの備付台数	443.3	451.0	465.0	483.6	496.0

図6 ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数の推移（単位：件）



		R2	R3	R4	R5	R6
合	計	9,035	8,458	7,665	7,083	6,706
	100台以下	225	284	238	275	256
	101～300台	2,733	2,613	1,987	1,630	1,419
	301～500台	3,213	2,881	2,755	2,457	2,294
	501～1,000台	2,518	2,364	2,331	2,346	2,338
	1001台以上	346	316	354	375	399

図7 ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所の構成比の推移（単位：％）



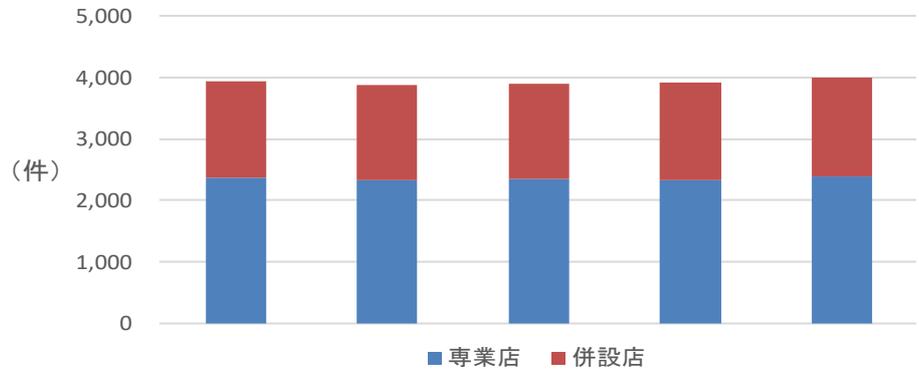
		R2	R3	R4	R5	R6
100台以下		2.5	3.4	3.1	3.9	3.8
101～300台		30.2	30.9	25.9	23.0	21.2
301～500台		35.6	34.1	35.9	34.7	34.2
501～1,000台		27.9	27.9	30.4	33.1	34.9
1001台以上		3.8	3.7	4.6	5.3	5.9

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

イ ゲームセンター等

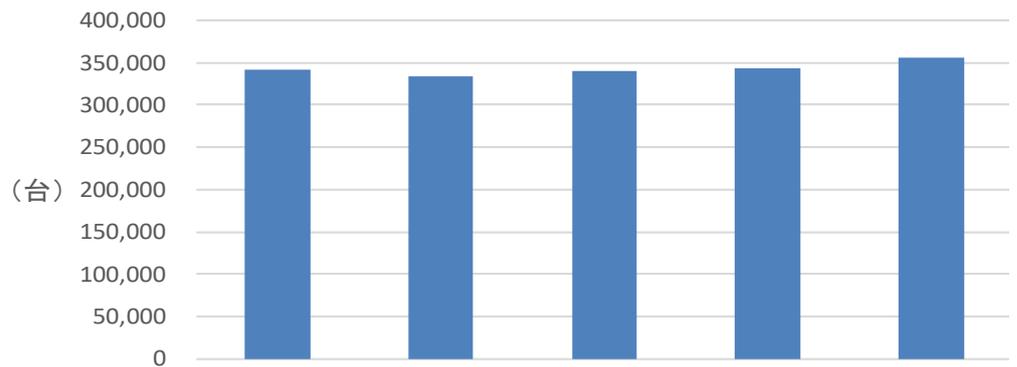
過去5年間のゲームセンター等の許可数（営業所数）は、図8のとおりである。  
また、過去5年間の遊技設備の設置台数及び1店舗当たりの設置台数の推移は、  
図9及び図10のとおりである。

図8 ゲームセンター等の許可数の推移（単位：件）



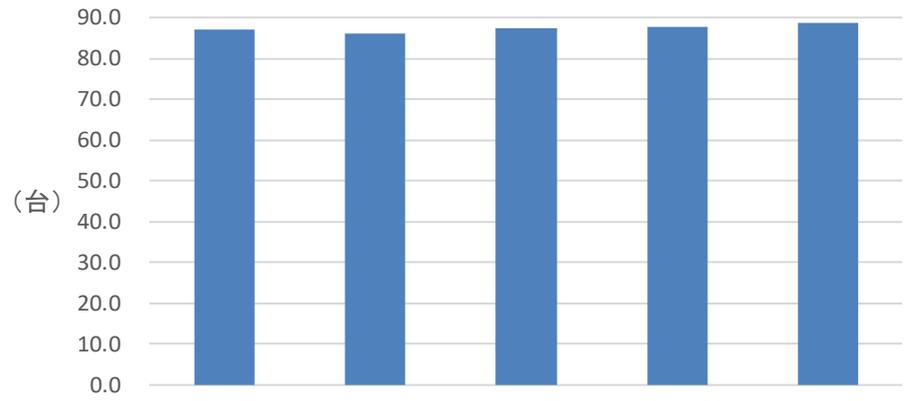
	R2	R3	R4	R5	R6
ゲームセンター等	3,931	3,882	3,894	3,915	4,007
専門店	2,376	2,328	2,342	2,321	2,393
併設店	1,555	1,554	1,552	1,594	1,614

図9 遊技設備の設置台数の推移（単位：台）



	R1	R2	R3	R5	R6
遊技設備	342,211	334,239	340,454	343,186	355,590

図10 1店舗当たりの設置台数の推移（単位：台）

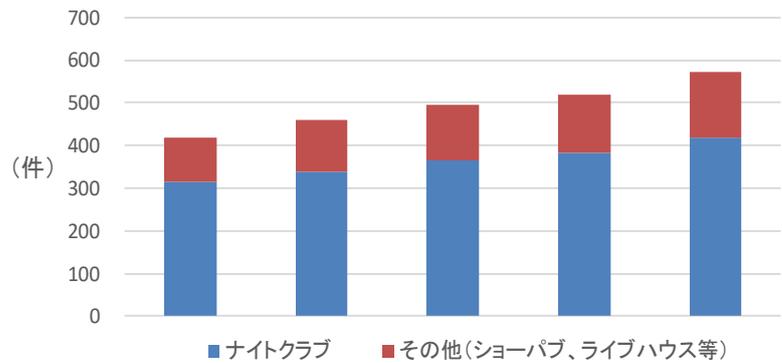


	R2	R3	R4	R5	R6
1店舗当たりの設置台数	87.1	86.1	87.4	87.7	88.7

## 2 特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）の推移

過去5年間の特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）は、図11のとおりである。令和6年末の許可数は572件で、前年より52件（10.0%）増加した。

図11 特定遊興飲食店営業の許可数（単位：件）

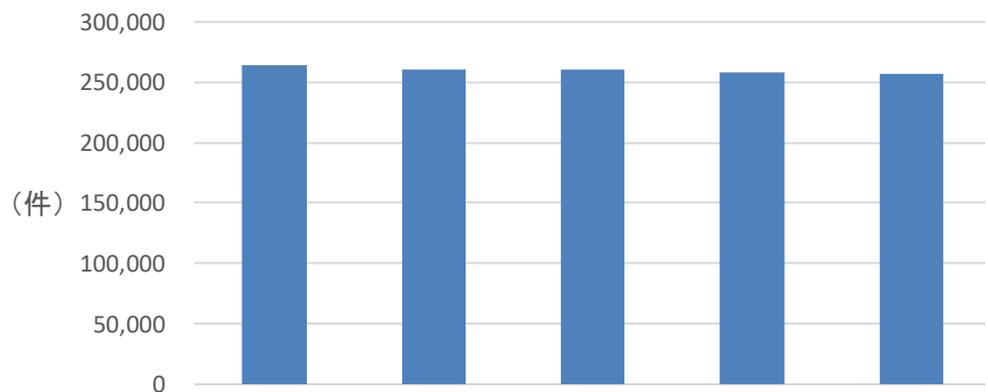


	R2	R3	R4	R5	R6
特定遊興飲食店営業	418	459	494	520	572
ナイトクラブ	316	339	365	382	418
その他(ショーパブ、ライブハウス等)	102	120	129	138	154

## 3 深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）の推移

過去5年間の深夜酒類提供飲食店営業の届出数(営業所数)は、図12のとおりである。令和6年末の届出数は25万6,728件で、前年より1,202件（0.5%）減少した。

図12 深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移（単位：件）



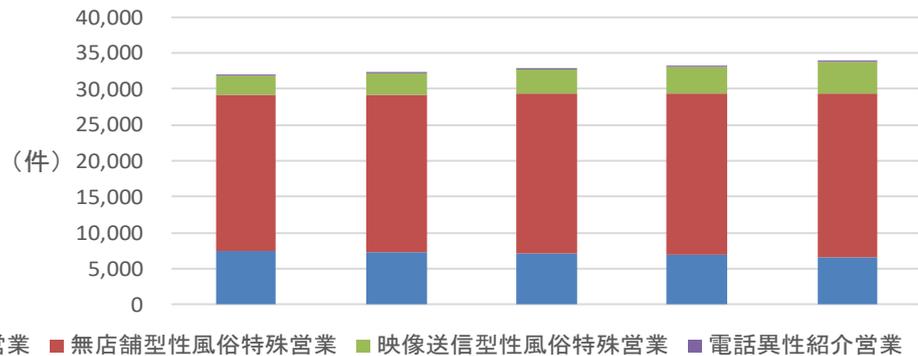
	R2	R3	R4	R5	R6
深夜酒類提供飲食店営業	264,359	261,149	260,730	257,930	256,728

## 第2 性風俗関連特殊営業の現状

過去5年間の性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業・映像送信型性風俗特殊営業・電話異性紹介営業）の届出数（営業所等数）は、図13から図17のとおりである。

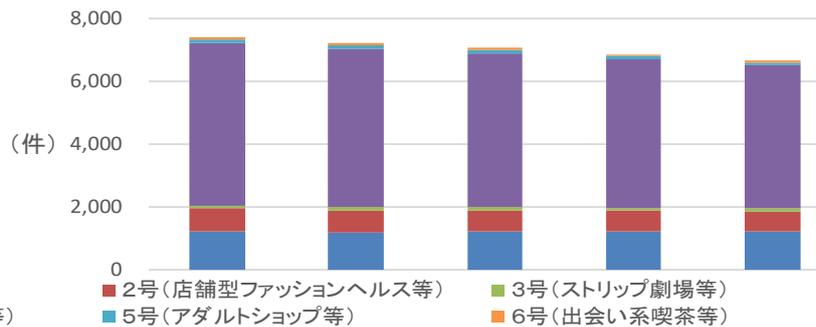
店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続して減少し、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業の届出数は、継続して増加している。

図13 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（単位：件）



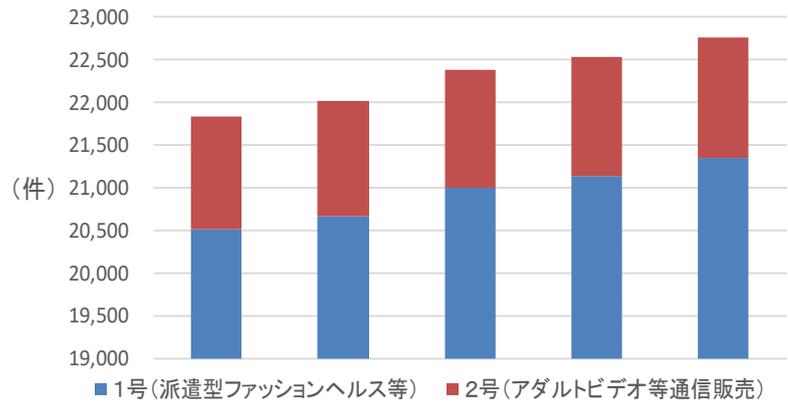
	R2	R3	R4	R5	R6
性風俗関連特殊営業	32,066	32,349	32,926	33,270	33,890
店舗型性風俗特殊営業	7,402	7,215	7,041	6,842	6,651
無店舗型性風俗特殊営業	21,837	22,021	22,389	22,535	22,761
映像送信型性風俗特殊営業	2,641	2,935	3,321	3,741	4,333
電話異性紹介営業	186	178	175	152	145

図14 店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



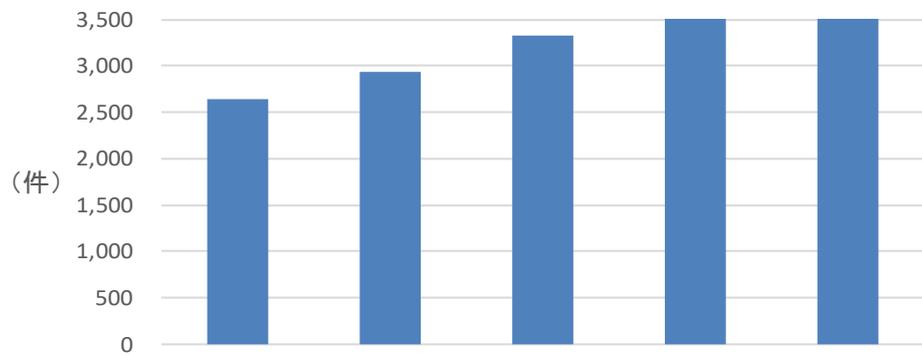
	R2	R3	R4	R5	R6
店舗型性風俗特殊営業	7,402	7,215	7,041	6,842	6,651
1号 (ソープランド等)	1,207	1,185	1,199	1,211	1,201
2号 (店舗型ファッションヘルス等)	723	707	681	654	646
3号 (ストリップ劇場等)	98	95	98	94	88
4号 (モーテル・ラブホテル等)	5,183	5,042	4,885	4,724	4,563
5号 (アダルトショップ等)	124	120	114	98	95
6号 (出会い系喫茶等)	67	66	64	61	58

図15 無店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



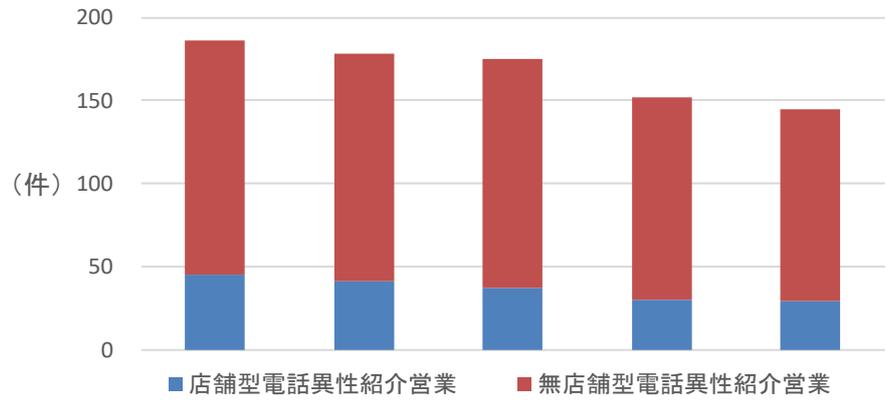
	R2	R3	R4	R5	R6
無店舗型性風俗特殊営業	21,837	22,021	22,389	22,535	22,761
1号（派遣型ファッションヘルス等）	20,512	20,674	20,995	21,142	21,346
2号（アダルトビデオ等通信販売）	1,325	1,347	1,394	1,393	1,415

図16 映像送信型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



	R2	R3	R4	R5	R6
映像送信型性風俗特殊営業	2,641	2,935	3,321	3,741	4,333

図17 電話異性紹介営業の届出数の推移（単位：件）



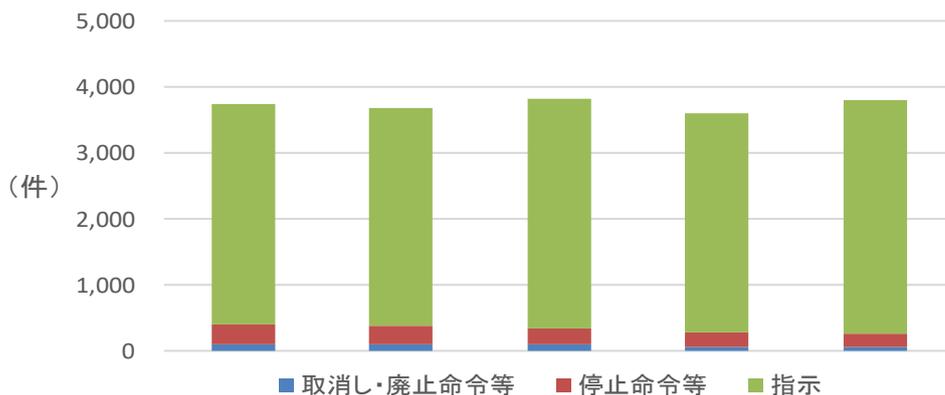
	R2	R3	R4	R5	R6
電話異性紹介営業	186	178	175	152	145
店舗型電話異性紹介営業	45	41	37	30	29
無店舗型電話異性紹介営業	141	137	138	122	116

### 第3 風営適正化法に基づく行政処分の状況

過去5年間の風営適正化法に基づく行政処分（取消し・廃止命令等、停止命令等、指示）件数及び違反態様別の件数は、図18及び表「違反態様別の行政処分件数の推移」とおりである。

また、このうち風俗営業者等に対する行政処分件数及び性風俗関連特殊営業を営む者に対する行政処分件数は、図19及び図20のとおりである。

図18 風営適正化法に基づく行政処分件数の推移（単位：件）



	R2	R3	R4	R5	R6
総 数	3,751	3,678	3,820	3,601	3,792
取 消 し ・ 廃 止 命 令 等	101	106	102	65	61
停 止 命 令 等	299	272	237	225	206
指 示	3,351	3,300	3,481	3,311	3,525

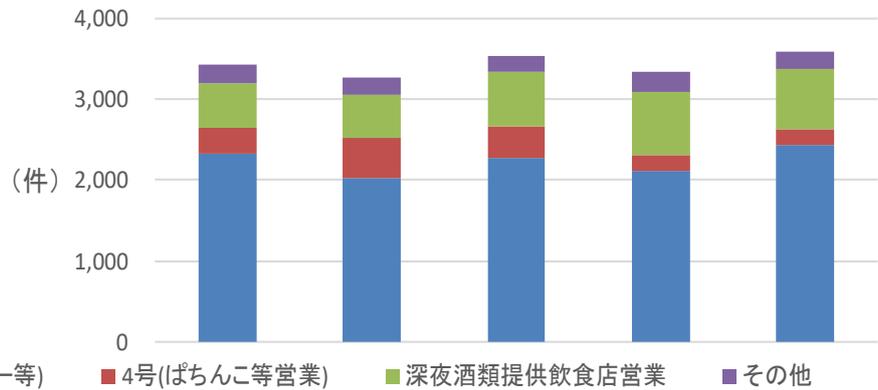
(注) 取消し・廃止命令等には、返納も含む。

(注) 停止命令等には、措置命令も含む。

表 違反態様別の行政処分件数の推移（単位：件）

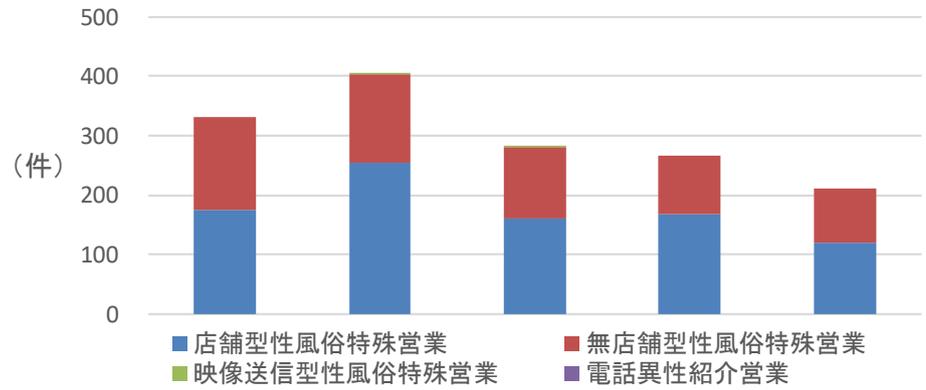
	R2	R3	R4	R5	R6
従業員名簿の備付義務違反	874	879	1062	987	1021
従業者の確認義務違反等	499	439	514	520	523
営業時間の制限違反	514	432	384	428	437
変更届出義務違反等	452	510	457	375	431
構造・設備の維持違反	326	310	335	229	261
無許可営業	155	121	173	236	222
料金表示違反	26	24	33	66	109
年少者の立入禁止表示違反	80	110	93	108	106
条例の遵守事項違反	142	186	160	62	84
構造・設備遊技機の無承認変更	50	52	52	53	78
客引き	95	60	71	74	52
開始届出義務違反等	56	48	39	42	26
8条取消し事由営業の休止等	47	53	51	20	26
照度規制違反	12	14	11	12	21
20歳未満の者に酒類等の提供行為	34	20	13	19	18
届出確認書の備付け・提示義務違反	12	17	8	12	13
年少者使用	15	19	9	12	12
指示処分違反	5	9	3	12	12
8条取消し事由人的欠格事項	9	14	5	12	11
遊技料金等の規制違反	1	2	3	0	0
その他の法令計	26	22	22	29	13
その他	321	337	322	293	316
合計	3751	3678	3820	3601	3792

図19 風俗業者等に対する行政処分件数（単位：件）



	R2	R3	R4	R5	R6
風 俗 営 業	2,699	2,617	2,725	2,368	2,671
接 待 飲 食 等 営 業	2,331	2,019	2,266	2,107	2,440
1号(キャバレー等)	2,331	2,019	2,266	2,107	2,440
2号(低照度飲食店)	0	0	0	0	0
3号(区画席飲食店)	0	0	0	0	0
遊 技 場 営 業	368	598	459	261	231
4号(ぱちんこ等営業)	315	503	397	208	180
5号(ゲームセンター等)	53	95	62	53	51
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	7	7	10	34	9
飲 食 店 営 業	714	648	799	932	900
深夜酒類提供飲食店営業	542	526	682	775	753
そ の 他	0	0	3	0	0

図20 性風俗関連特殊営業を営む者に対する行政処分件数（単位：件）



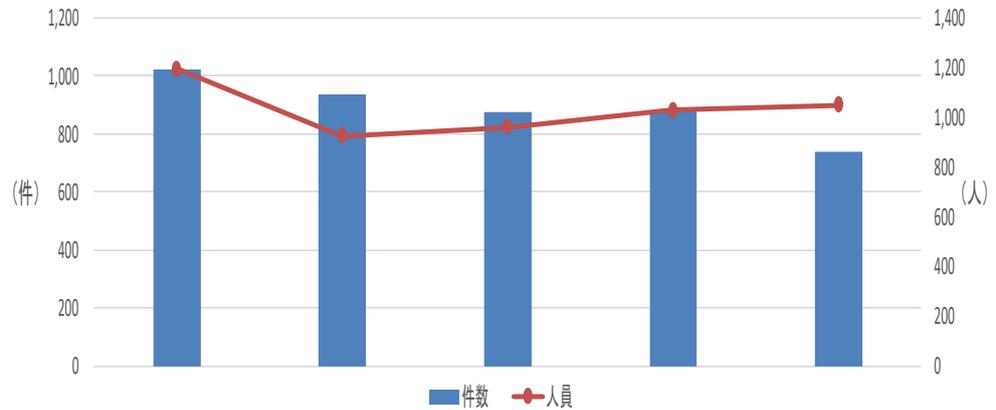
	R2	R3	R4	R5	R6
性風俗関連特殊営業	331	406	283	267	212
店舗型性風俗特殊営業	175	255	160	168	119
無店舗型性風俗特殊営業	156	149	122	99	93
映像送信型性風俗特殊営業	0	2	1	0	0
電話異性紹介営業	0	0	0	0	0

## 第4 風俗関係事犯等の取締り状況

### 1 風営適正化法違反

過去5年間の風営適正化法違反の検挙件数及び検挙人員は、図21のとおりである。

図21 風営適正化法違反の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風 営 適 正 化 法 違 反	1,022	1,195	936	926	874	959	882	1,029	737	1,048
無 許 可 営 業	161	221	148	161	131	189	172	335	199	378
客 引 き ・ つ き ま と い 等	155	244	100	136	134	197	153	194	124	200
禁 止 区 域 等 営 業	174	312	167	290	192	323	149	250	147	269
従 業 者 名 簿 の 備 付 義 務	95	34	102	29	88	16	85	20	31	5
年 少 者 使 用	80	108	91	110	56	60	59	60	72	59
接 客 従 業 者 の 国 籍 等 の 確 認	71	1	77	2	75	5	57	2	24	2
20 歳 未 満 の 者 へ の 酒 類 等 提 供	90	157	57	102	44	69	49	79	46	69
広 告 宣 伝	32	0	47	0	44	0	37	0	3	0
無 届 営 業 ・ 届 出 書 の 虚 偽 記 載 等	26	16	16	6	11	6	25	21	15	11
構 造 設 備 ・ 遊 技 機 の 無 承 認 変 更	29	31	19	16	23	31	18	19	21	21
名 義 貸 し	34	28	37	34	21	19	23	19	21	18
そ の 他	75	43	75	40	55	44	55	30	34	16

## 【主要検挙事例】

### 飲食店における無許可営業事件

飲食店経営者の男らは、公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、店内において客に対し、女性従業員に接待をさせるとともに、酒類等を提供して飲食をさせるなど無許可で風俗営業を営んだ。

令和6年5月、同経営者らを風営適正化法違反（無許可営業）により検挙した。

【三重県警察】

### メンズエステ店を仮装した店舗における禁止区域等営業事件

メンズエステ店経営者の女らは、営業所の所在地が条例で禁止された地域内であるにもかかわらず、メンズエステ店を仮装し、マンション個室において、男性客に対し女性従業員に性的サービスをさせ、店舗型性風俗特殊営業を営んだ。

令和6年10月、同経営者らを風営適正化法違反（禁止区域等営業）により検挙した。

【長崎県警察】

### 飲食店における18歳未満の者に客の接待をさせる行為事件

飲食店経営者の男らは、無許可で風俗営業を営み、女性従業員が18歳未満であることを知りながら同女に接待させた。

令和6年9月までに、経営者らを風営適正化法違反（無許可営業・18才未満の者に客に接待をさせる行為）等により検挙した。

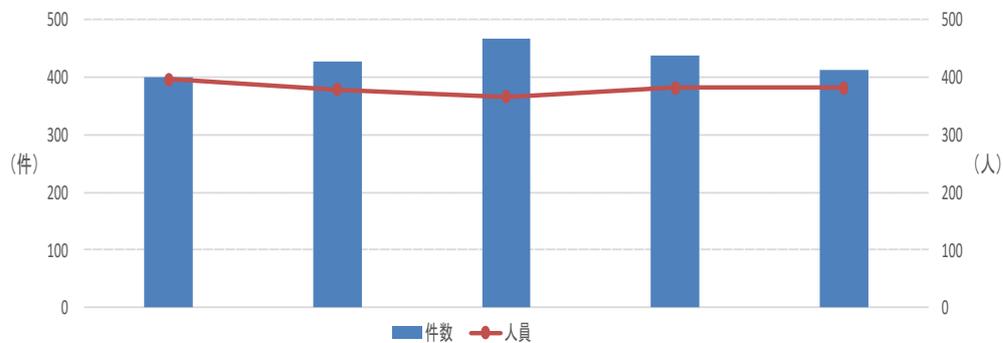
【宮城県警察】

## 2 売春防止法違反

過去5年間の売春防止法違反の検挙件数及び検挙人員は、図22のとおりである。

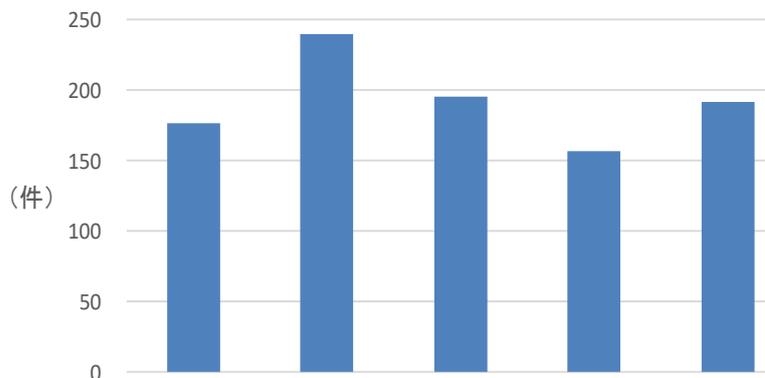
また、過去5年間のインターネットを利用した売春防止法違反の検挙件数は、図23のとおりである。

図22 売春防止法違反の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	人員								
売 春 防 止 法 違 反	400	396	426	378	467	366	437	381	413	381
勸 誘 等	222	219	269	266	239	236	277	270	237	235
周 旋 等	97	86	74	64	115	55	69	40	79	58
売春をさせる契約	43	9	45	11	81	21	49	3	50	14
場 所 提 供 等	32	60	28	29	28	45	28	60	34	62
売春をさせる業	3	19	5	8	3	5	4	2	4	3
そ の 他	3	3	5	0	1	4	10	6	9	9

図23 インターネット利用売春防止法違反の検挙件数の推移（単位：件）



	R2	R3	R4	R5	R6
インターネット利用売春防止法違反	177	240	196	157	192
勸 誘 等	143	207	168	120	116

【主要検挙事例】

出会い系サイトを利用した売春の周旋等事件

会社員の男は、女性らに対し、出会い系サイトを利用して募った不特定多数の男性客を売春の相手方として紹介した。

令和6年3月までに、同男を売春防止法違反（周旋）等で検挙した。

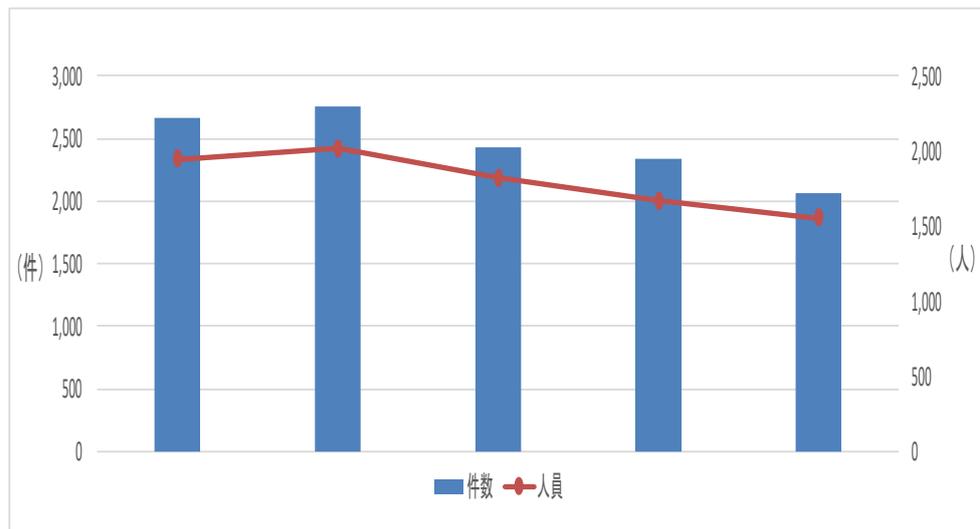
【香川県警察】

### 3 わいせつ事犯

過去5年間のわいせつ事犯（公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の検挙件数及び検挙人員は、図24のとおりである。

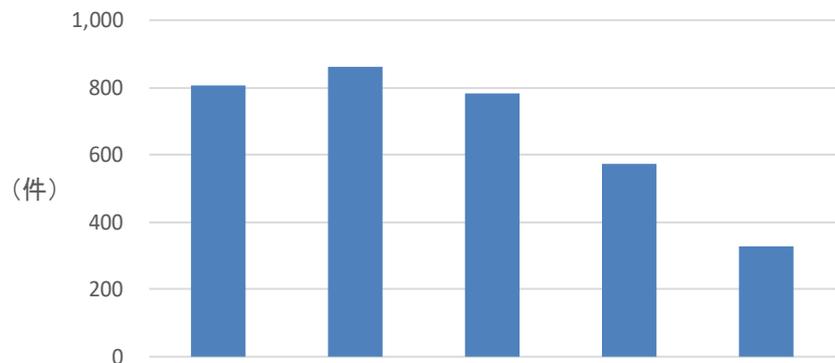
また、過去5年間のインターネットを利用したわいせつ事犯の検挙件数は、図25のとおりである。

図24 わいせつ事犯の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	人員								
わいせつ事犯	2,671	1,947	2,763	2,015	2,436	1,823	2,343	1,670	2,066	1,553
公然わいせつ（刑法第174条）	1,784	1,379	1,846	1,452	1,587	1,319	1,703	1,325	1,694	1,337
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	887	568	917	563	849	504	640	345	372	216

図25 インターネット利用わいせつ事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	R2	R3	R4	R5	R6
インターネット利用わいせつ事犯	805	860	783	572	327
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	803	859	782	569	326

【主要検挙事例】

**海外SNSサイトを利用したわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件**

無職の女らは、海外SNSサイトを利用し、同サイトが管理するサーバーコンピュータにわいせつな動画データを記録・保存させ、不特定多数のインターネット利用者が設定した代金を支払うことで前記動画が閲覧可能な状態にした。

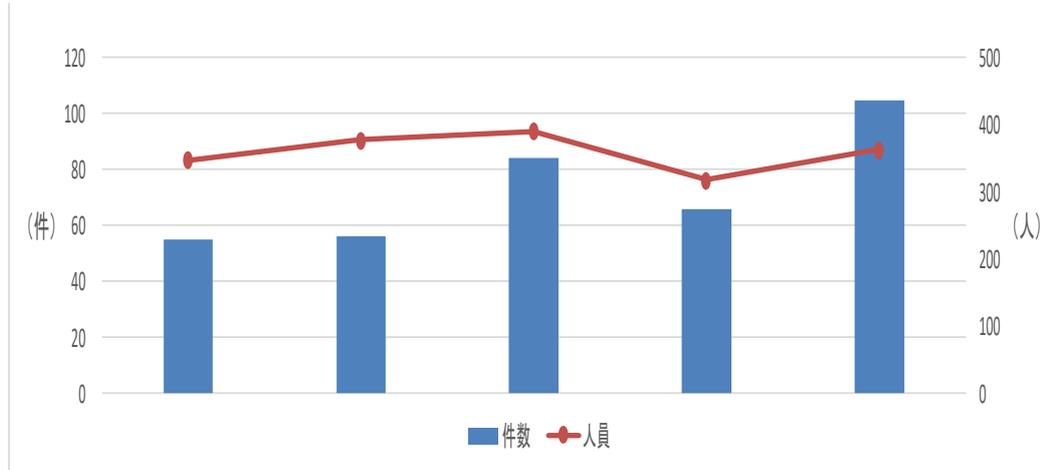
令和6年5月、同女らをわいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪により検挙した。

【警視庁】

#### 4 ゲーム機等使用賭博事犯

過去5年間のゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数及び検挙人員は、図26のとおりである。

図26 ゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数及び人員の推移（単位：件）

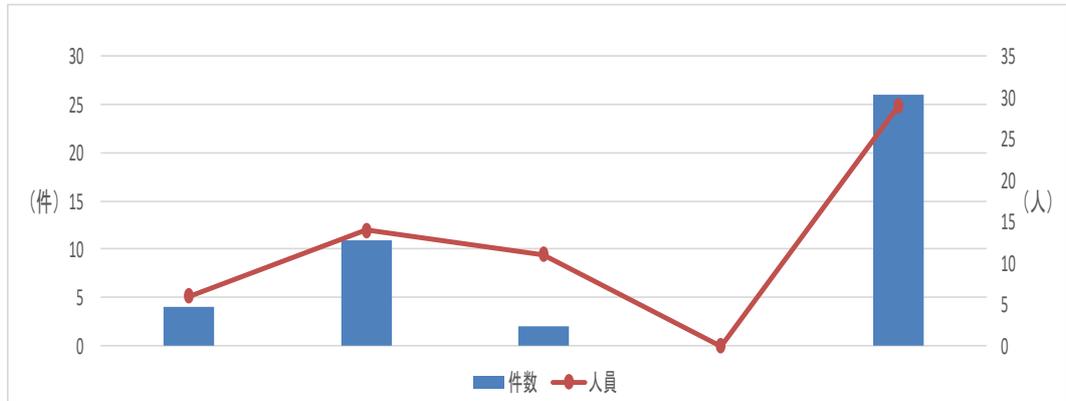


	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
ゲーム機等使用賭博事犯	55	348	56	378	84	391	66	318	105	363
単純賭博	12	158	8	170	33	218	33	123	68	195
常習賭博	35	124	39	151	33	91	22	88	33	122
賭博場開張等図利	8	66	9	57	18	82	11	107	4	46
組織的常習賭博	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組織的賭博場開張等図利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 5 公営競技関係法令違反

過去5年間の公営競技関係法令（競馬法・自転車競技法・小型自動車競走法・モーターボート競走法）違反の検挙件数及び検挙人員は、図27のとおりである。

図27 公営競技関係法令違反の検挙件数の推移（単位：件）



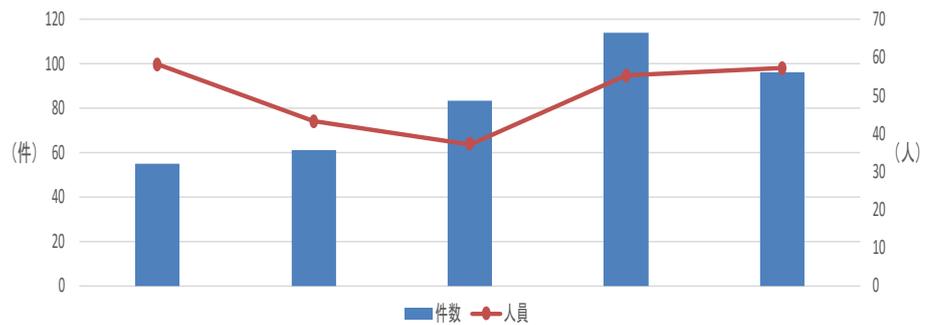
	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	人員								
公営競技関係法令違反	4	6	11	14	2	11	0	0	26	29
うちノミ行為	1	3	0	0	1	10	0	0	16	20
競馬法	3	3	2	5	2	11	0	0	1	1
うちノミ行為	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
自転車競技法	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0
うちノミ行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うちノミ行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
モーターボート競走法	1	3	1	1	0	0	0	0	25	28
うちノミ行為	1	3	0	0	0	0	0	0	16	20

## 6 人身取引事犯

過去5年間の人身取引事犯<sup>(注)</sup>の検挙件数及び検挙人員は、図28のとおりである。

また、過去5年間の人身取引事犯の被害者の国籍は、図29のとおり、8割以上が日本人であり、日本人被害者の年齢は、図30のとおり、6割程度が18歳未満である。

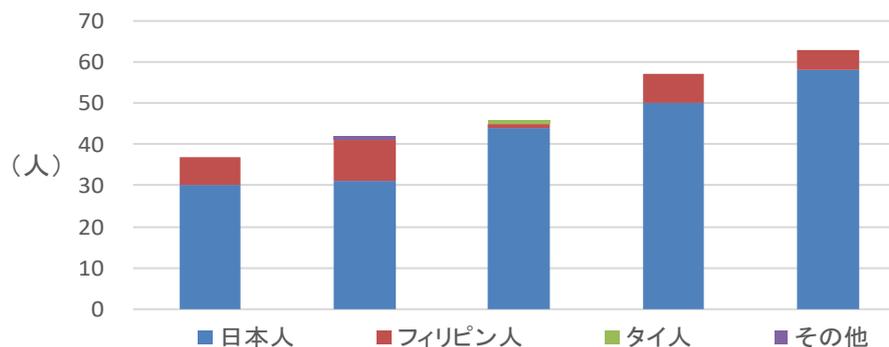
図28 人身取引事犯の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
人身取引事犯	55	58	61	43	83	37	114	55	96	57

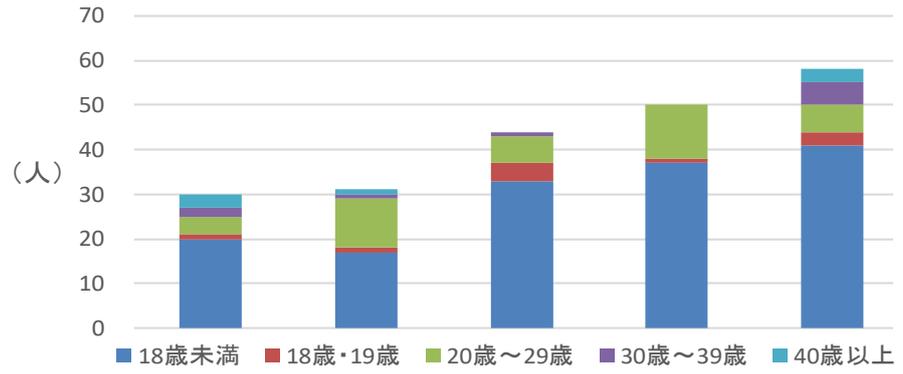
(注)「人身取引事犯」とは、罪名を問わず、性的搾取、強制労働、臓器摘出等の搾取の目的で、暴力、脅迫、誘拐、金銭の授受等の手段を用いて、人を獲得し、引き渡し又は収受するなどの事犯である。

図29 人身取引事犯の被害者数（国籍別）の推移（単位：人）



	R2	R3	R4	R5	R6
人身取引被害者	37	42	46	57	63
日本人	30	31	44	50	58
フィリピン人	7	10	1	7	5
タイ人	0	0	1	0	0
その他	0	1	0	0	0

図30 人身取引事犯の被害者数（日本人）の年齢別の推移（単位：人）



	R2	R3	R4	R5	R6
人身取引被害者（日本人）	30	31	44	50	58
18歳未満	20	17	33	37	41
18歳・19歳	1	1	4	1	3
20歳～29歳	4	11	6	12	6
30歳～39歳	2	1	1	0	5
40歳以上	3	1	0	0	3

【主要検挙事例】

フィリピン人女性らをホステスとして稼働させた不法就労助長事件

飲食店経営者の男らは、「興行」の在留資格で在留し、資格外活動の許可を受けていないフィリピン人女性らのパスポートを取り上げるなどした上、同店のホステスとして稼働させた。

令和6年7月、同飲食店経営者の男らを入管法違反（不法就労活動をさせる行為）で検挙した。

【岡山県警察】